

豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

豊中市立小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をとおして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざすことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業

(2) 業務内容

実施団体は、豊中市立小学校及び義務教育学校（前期課程）（以下「小学校等」という。）3年生から6年生を対象に外国人ボランティアを派遣するとともに、次の各号に掲げる内容を柱に取組みを進める。

外国人ボランティアは、小学校等の教員と共に、次の各号に掲げる取組みを進める。

- ①地域の人材資源を活用し、市民と学校を結びつけ、そのつながりとひろがり教育の中で活かしていくため、各校における外国語体験活動（以下、「体験活動」という。）を支援する地域在住の外国人ボランティアのネットワークをつくる。
- ②体験活動のカリキュラム及び教材を準備する。また、体験活動の支援をとおして教材開発等に取り組む。
- ③体験活動を支援する地域在住の外国人ボランティアに対し、学校教育についての理解を深めるとともに、体験活動を円滑に支援できるよう研修をおこなう。
- ④各校の希望に応じて、学校と体験活動を支援する地域在住の外国人ボランティアとのコーディネートを行う。
- ⑤小学校等（39校）3年～6年を対象に、1学級当たり4時間を上限とする。また、総実施コマ数は1100コマ程度とする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日までとします。

※ただし、委託業務が良好と認められた場合は、契約を最長令和8年(2026年)3月まで更新することがあります。

(4) 予算

令和6年度(2024年度)は4,740,000円(税込)を上限とします。

(5) 業務の仕様

別添「豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業仕様書」のとおりとします。

3. 担当部局所管課

豊中市教育委員会事務局 学校教育課

4. 公募型プロポーザル方式採用理由

豊中市教育委員会と団体等とが、それぞれの資源や特性を活かして協働し、事業をすすめていくため、独自の技術を生かした事業者を選定するため、公開型プロポーザル方式を採用します。

5. 応募資格要件

本件に参加できる者は、提案書類等の提出期日において、原則として、下記のすべての要件を満たす事業者（法人格の有無を問わない）とする。なお、提案書類等の提出後において、一つでも要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 豊中市内で1年以上継続して活動していること
- (2) 団体と地域在住の外国人ボランティアの間に雇用関係がないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと
- (5) 労働関連法に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (6) 公租公課を滞納していないこと
- (7) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされていないことおよびその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- (8) 民事再生法に基づき再生手続き開始の申立をしていないこと。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けていない場合を除く。）
- (9) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められないこと
- (10) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく指名除外措置を受けていないこと
- (11) 現場説明会・公開プレゼンテーションに出席できること

6. 審査概要

- (1) 豊中市教育委員会事務局職員等で構成する審査委員会を設置し審査する。
- (2) 審査方法は、評価基準に基づき、提案書類及びプレゼンテーションに基づく審査とする。
- (3) 審査の結果、評価点数の合計による総合評価で最高点を得た者を最優秀提案事業者とする。

7. 現場説明会

日時 令和6年(2024年)4月10日(水)13時30分から

会場 豊中市役所第一庁舎 6階 教育委員会

※現場説明会に出席しない事業者は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

8. 参加表明手続

本件に参加を希望する者は、以下の内容に基づいて手続を行ってください。

- (1) 受付期間は、令和6年(2024年)4月10日(水)～4月17日(水)とします。
※ただし、上記期間中の土日祝日及び休日を除きます。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出書類は、プロポーザル参加表明書(様式1)とします。
- (4) 提出部数は、正本1部とします。
- (5) 提出先は、〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号(豊中市役所 第一庁舎6階)
豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係
- (6) 提出方法は、提出先へ持参又は郵送とします。
※郵送による提出の場合は、提出書類の到着について電話(06-6858-2847)にて確認してください。ただし、郵送は書留郵便のみとし、受付最終日は午後5時までの必着とします。
- (7) 提出書類は、いかなる場合も返却しません。
- (8) 提出書類に関して、本市から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (9) 本プロポーザルの参加を取り下げの場合は、プロポーザル参加辞退届(様式3)を書面で提出することとします。

9. 質問の受付及び回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

- (1) 受付期間は、令和6年(2024年)4月10日(水)～4月12日(金)とします。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (3) 質問は、質問書(様式2)を用いることとします。
- (4) 提出先は、豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係とします。
- (5) 提出方法は、メール(gaku-kyomu@edu.toyonaka-osa.ed.jp)または
FAX(06-6846-9649)とし、送信後に電話(06-6858-2847)により送信を確認してください。※電話での質問は受け付けません。
- (6) 質問の回答は、令和6年(2024年)4月17日(水)に、豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係から、現場説明会出席者連絡票に記載されている連絡先へメールにて回答します。

10. プロポーザルの手続き

提案を実施する者(以下「提案者」という。)は、次のとおり本件に関する「提案書類等」を提出してください。

- (1) 受付期間は、令和6年(2024年)4月18日(木)～4月24日(水)とします。
※ただし、上記期間中の土日祝日及び休日を除きます。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出書類は、次のとおりとします。
 - ①団体等概要書(様式4)
 - ②団体等の規約又は定款の写し及び役員名簿の写し
 - ③納税証明書の写し(直近1年間の法人税及び法人市民税)
 - ④提案書(様式5)

提案者の住所、名称、代表者職・名を記載し、参加表明書と同じ印（団体の代表社印）を押印してください。

⑤企画書（様式6）

実施要領及び別紙「仕様書」に基づき、以下の内容を盛り込んだ企画書を作成してください。なお、内容の記載順については、以下のとおりとします。

I. 団体等概要

企業（団体）理念、経営方針、担当スタッフの体制等について明確に記載すること。

II. 業務実績

公立小中学校及び義務教育学校における平成31年（2019年）度以降の外国人ボランティア業務の派遣実績を数値等で具体的に記載すること。なお、記載にあたっては、派遣先の市町村名が分かるようにすること。

III. 外国人ボランティアの採用体制

具体的な採用基準と選考方法について記載すること。また、過去3年間の応募者数と実際の採用者数を記載すること。

IV. 労務管理体制

外国人ボランティアの雇用における対応や勤務状況をはじめとする労務管理体制について明記すること。

V. 危機管理体制

外国人ボランティアの病気や事故における欠勤、トラブル等へのバックアップ体制及び派遣者へのフォロー体制について記載すること。

VI. 研修指導體制

外国人ボランティアへの指導方法等の研修体制及び内容について具体的に記載すること。

VII. 教育委員会や学校との連携

教育委員会、学校への連絡や報告、学校訪問等の実施にかかる体制について明記するとともに、コーディネーターの業務内容を記載すること。

VIII. 国際理解教育の教材やカリキュラム等の作成

地域在住外国人ボランティアを活用した国際理解教育の教材やカリキュラム等の作成において、教材教具の作成方針や使用教材等を明確に記載すること。また、授業プランとカリキュラム作成方針を具体的に記載すること。

IX. ICTを活用した取組み

GIGAスクール構想において児童生徒に導入している一人一台端末（iPad）等を活用することで外国人ボランティアとの連携したプラン内容を記載すること。

X. 多文化共生

児童が国際教育や異文化を単に理解するだけではなく、外国人ボランティアの協力により異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動を通して、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に必要な取組みについて様々な教科にもつながるものを記載すること。

XI. 個人情報管理体制

個人情報の保護や管理についての方策を明記すること。

⑥見積書（任意様式）

- I. 見積書には積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。
- II. 見積書の宛先は豊中市教育長とし、件名を「豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業」とすること。
- III. 見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。
- IV. 見積書は、正本1部のみ事業者の代表者印を押印し、残りの副本4部は複写可とする。

（4）提案書類作成の注意事項

- ①A4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、文字は注記等を除き10.5ポイント以上の大きさと記述してください。
- ②企画書（様式6）については、表を適宜作りかえること、写真やイラスト、イメージ図等を使用しても構いません。カラーも可とします。
- ③提案書（様式5）、見積書、裏表紙及び目次を除き、20ページを超えないものとします。
- ④提案書（様式5）、企画書（様式6）、見積書以外の添付書類は不可とします。

（5）提出部数は、正本1部、副本4部とします。

（6）提出先は、〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号（豊中市役所 第一庁舎6階）
豊中市教育委員会事務局 学校教育課 教育課程係

（7）提出方法は、提出先へ持参又は郵送とします。

- ① 提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は応募を無効とします。
- ② 郵送による提出の場合は、提出書類の到着について電話（06-6858-2847）にて確認してください。ただし、郵送は書留郵便のみとし、受付最終日は午後5時までの必着とします。
- ③ 提案者が一者となった場合についても、所定の手続きは継続するものとします。

（8）提出書類は、いかなる場合も返却しません。

1.1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （1）本件期間中に、上記「5. 参加資格要件」の規定に抵触するに至った場合
- （2）予算上限額を超える提案を行った場合
- （3）見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- （4）提出書類において虚偽の記載がある場合
- （5）提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- （6）提案書類及び提案書類に基づく審査に欠席した場合
- （7）一者で複数の提案をした場合
- （8）提案に関して談合等の不正行為があった場合
- （9）正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- （10）法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- （11）審査の公平性を害する行為があった場合
- （12）前各号の定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

1 2. 審査方法

(1) 審査方針

豊中市教育委員会事務局職員及び豊中市立学校長で構成する審査委員会を設置し審査する。

審査にあたっては次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、優先契約候補事業者を決定する。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査（プレゼンテーション）を行い、総合的に採点し、候補者を選定する。

(3) 書類審査（第一次審査）

提案者が4者以上になった場合は、面接審査（プレゼンテーション）に先がけて、書類審査を行い、審査基準（仕様審査・提案審査・価格審査）に基づき審査委員会委員の合議により順位を決定し、上位3者を面接審査実施参加者とする。

- ・仕様書へ記載された内容に基づく書類審査を行う。（仕様審査）
- ・企画提案書に基づく書類審査を行う。（提案審査）
- ・見積書（導入年度）に基づく書類審査を行う。（価格審査）
- ・書類審査の合否結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には面接審査（プレゼンテーション）の時間や場所等を通知する。

(4) 面接審査（第二次審査）

日程 令和6年(2024年)5月7日(火)

審査委員会において、提案書類及び提案書類に基づく発表による審査を行い、提案内容、実施能力や見積金額も含めて総合的に評価し、評価点数の合計(50点満点)による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案者とします。

なお、最高得点の提案者が複数の場合は、提案金額の最も安価な提案者を最優秀提案者とします。

- ① 面接審査（プレゼンテーション）は、提案書類と同一の資料を以て説明する。
- ② 面接審査（プレゼンテーション）で、パソコンその他の視聴覚機器を使用する場合は提案者で用意する。なお、テレビモニターは本市のものを使用する。また、バックアップデータの持ち込み及び使用は可とする。使用機器の不具合等による面接審査（プレゼンテーション）の不都合に関する責については負いません。
- ③ 発表時間は、25分（提案発表内容15分以内、質疑応答10分程度）とします。
- ④ 本実施要領で規定する提出書類に対して、不足や不備等が判明した場合でも、本市が補足や修正等についての連絡はいたしません。なお、提出書類の内容について、本市から質問した場合は速やかに書面で回答してください。
- ⑤ 面接審査（プレゼンテーション）は、本業務に携わる担当者（統括責任者を含む）が行うものとし、出席者は3名以内とします。

(5) 面接審査（第二次審査）評価の実施

提案書類及び提案書類に基づく審査については、下記表の評価項目及び配点により実施します。

①評価項目の採点基準

評価	点数
大変優れている	5
優れている	4
一般的である	3
課題が見られる	2
課題が多い	1
問題がある	0

②評価項目及び評価事項並びに評価基準と配点

評価項目	評価事項	評価基準	配点
実績及び能力 (10点)	団体等概要	企業(団体)理念、経営方針、外国人ボランティア担当スタッフの体制等について明確にされているか。	5点
	業務実績	公立小中学校等における過去3年間の外国人ボランティア派遣実績がどの程度あるか。	5点
運用及び企画力 (20点)	外国人ボランティアの採用体制	採用基準と選考方法が明確にされているか。また、過去3年間の実績はどうか。	5点
	研修指導体制	外国人ボランティアの研修体制が確立されているか。また、内容等が充実しているか。	5点
	教育委員会や学校との連携	連絡・報告・学校訪問等の体制が確立されているか。また、コーディネーターの業務内容が明確にされているか。	5点
	国際理解教育の教材(ICT・多文化共生内容を含む)やカリキュラム等の作成	教材・教具の作成方針や使用教材等が明確にされているか。また、授業プランとカリキュラム作成方針が具体的に示されているか。 一人一台タブレット端末の活用や多文化共生についての取組み内容が具体的に示されているか。	5点
管理体制 (15点)	労務管理体制	労務管理体制が明確にされているか。	5点
	危機管理体制	欠勤やトラブル等のバックアップやフォロー体制が明確にされているか。	5点
	個人情報管理体制	個人情報の保護や管理体制が明確にされているか。	5点
価格 (5点)	見積金額	予算の範囲内で必要最小限に抑えられており、かつ、実効性の認められる適正な価格設定がされているか。	5点
処分歴等		公募開始日から過去3年以内の処分歴等についての評価	減点

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和6年(2024年)5月中旬ごろ[発送予定]に郵送にて通知します。なお、審査内容や結果に関する異議は認めません。

(7) 審査結果等の公表

審査結果等については、豊中市ホームページにより公表します。

1.3. 契約の締結

(1) 第一優先交渉者の選定後、提案書類の内容に基づき、豊中市教育委員会事務局と協議のうえ、業務内容を確定し、契約を締結します。

(2) 第一優先交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を第一優先交渉者とする場合があります。

(3) 契約に至った者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証保険の締結を行ってください。ただし、免除規定があります。

1.4. 日程

1	募集要領等の公表	令和6年(2024年)4月1日(月)
2	現場説明会	令和6年(2024年)4月10日(水)
3	プロポーザル参加表明書の受付	令和6年(2024年)4月10日(水)～4月17日(水)
4	質問事項の受付	令和6年(2024年)4月10日(水)～4月12日(金)
5	質問事項への回答	令和6年(2024年)4月17日(水)
6	提案書類等(第一次審査)の受付	令和6年(2024年)4月18日(木)～4月24日(水)
7	審査会 第二次審査(プレゼンテーション)	令和6年(2024年)5月7日(火) 第二次審査対象となる提案者に別途時間・場所等を通知します。
8	事業者の決定及び選考結果の通知	令和6年(2024年)5月中旬ごろ
9	契約締結	令和6年(2024年)5月下旬ごろ

※やむを得ない事情により変更する場合があります。なお、記載している日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日を除きます。

1.5. 留意事項

(1) 本プロポーザルに必要な経費(提案書類の作成、提出及び審査に関する費用等)は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。

(3) 提出された提案書類等について、必要な範囲において複製を作成することがあります。

(4) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、豊中市教育委員会事務局 学校教育課教育課程係あて文書で通知してください。(様式3)

なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。

(5) 質問事項の締切以降、本事業に係る質問は受け付けません。

(6) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。

(7) 本事業の選定結果後に、本募集要領及び実施要領並びに仕様書の内容等について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

(8) 本実施要領に定めるほか、必要な事項については事務局が定めるものとします。